

きょうの天気



降水確率 気温

朝 60% 高 25℃  
 昼 20% 低 18℃  
 晩 30%

(横浜予想)

あす

県東  
 県央  
 県西

横浜支局 〒231-0007 横浜  
 ナインティンビル4階 電話  
 FAX:045-201-1046 Eメール:

川崎支局 〒210-0006  
 川崎市川崎区砂子1-1-14 JTB川崎  
 電話:044-222-1011 FAX:044-245

破産した第三セクタ  
 「かながわ廃棄物処  
 理事業団」の借入金

# 「自治体負担は適法」判決

## 別の判決と判断分かれる

三セクの  
 損失補償

理事業団」の借入金を  
 公金で損失補償したの  
 は違法として、市民団  
 体「かわさき市民オン  
 ブズマン」などが、知  
 事と横浜、川崎の両市  
 長に約四十三億円の返  
 還や損害賠償を求めた  
 訴訟の判決が五日、横  
 浜地裁であった。佐村  
 浩之裁判長は「財政援  
 助制限法で禁じられた  
 債務保証に当たらず、  
 違法ではない」として  
 原告側の請求を棄却。  
 自治体の損失補償契約  
 を違法と認めた別の高  
 裁、地裁判決とは判断  
 が分かれた。

同事業団は県などの  
 出資で、二〇〇一年か  
 ら廃棄物中間処理施設  
 「かながわクリーンセ  
 ンター」（川崎市）を  
 運営してきたが、廃棄  
 物の排出量減少などで

経営が悪化し、一〇年  
 に破産した。県など  
 は、同事業団が返済不  
 能となった際に借金を  
 肩代わりする損失補償  
 契約を結んでいた。  
 判決は「公共的機能  
 を存続させるには負担  
 金の支出は不可欠だっ  
 た」と指摘。「財政援  
 助制限法で禁じている  
 保証契約は民法上の保

証契約を意味し、損失  
 補償契約を含むもので  
 はない」とし、原告側  
 の主張を退けた。  
 判決を受け、原告側  
 は「完敗。行政べった  
 りの不当判決だ」と訴  
 え、控訴する方針を示  
 した。被告側の黒岩祐  
 治知事は「主張が認め  
 られ適切な判決と考  
 えている」などとコメ

ントした。  
 ◇  
 バブル経済崩壊以  
 降、三セクの経営破綻  
 が相次ぎ、自治体の損  
 失補償契約の是非が問  
 われている。損失補償  
 契約をめぐる過去の訴  
 訟で、横浜地裁が〇六  
 年、川崎市の三セク  
 「かわさき港コンテナ  
 ターミナル」につい

て、一〇年に東京高裁  
 が長野県安曇野市の三  
 セク「安曇野菜園」に  
 ついて、いずれも「契  
 約は違法」と認定して  
 いる。